育 児 休 業（雇 用）証 明 書

保護者記入欄

被証明者（保護者）氏名
児童氏名
第1希望施設名

事業主の方へ

（事業主様より証明書の記載をお願いします）

右記児童の保育施設入園申請・継続申請の要件確認に必要となりますので、二重枠線内に証明をお願いいたします。
なお、証明事項は、後日担当職員から確認をさせていただく場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

本証明が必要となる場合

1．現在、保育施設を利用しており、
育児休業取得中も継続して保育施設の利用を申請する場合
⇒ ①③について、ご証明ください。

2．現在、育児休業を取得していないが、
今後育児休業を取得することを前提として、保育施設の利用を申請する場合
（この場合、育児休業取得前に保育施設へ入園することが要件となります）
⇒ ①②③について、ご証明ください。
①については、取得予定期間をご証明ください。

①育児休業取得期間	平成・令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
②雇用期間 ※育児休業取得中でない場合	平成・令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 ※雇用期限に定めがない場合は、終期は未記載としてください。
③育児休業取得 対象児童氏名	※出生した子の氏名（出生予定の場合は未出生）を記載してください。
証明欄	（宛先）新潟市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和　年　月　日 所在地 事業所名 事業主・代表者名 電話番号　（　　）
証明内容についての 問い合わせ先	ご担当者様：　　ご連絡先：

※復帰後は、改めて就労証明書の発行をご依頼いたしますので、ご承知おきください。
※本証明書は事業主が作成する書類です。事業主に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

＜問い合わせ先＞ 北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第１希望の場合は下記まで
→　幼保運営課（事務センター）　025-223-7372（平日９：00～17：00）

秋葉区・南区・西区の保育施設が第１希望の場合は
施設が所在する区の健康福祉課まで（平日８：３０～１７：３０）
→　秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係　0250-25-5683
南区役所 健康福祉課 児童福祉係　025-372-6351
西区役所 健康福祉課 児童福祉担当　025-264-7340

R7.4月入園　2号・3号認定用

記入例

育児休業（雇用）証明書

保護者記入欄

被証明者（保護者）氏名
新潟　花子
申請児童氏名
新潟　柳都
第1希望施設名
こあら保育園

被証明者氏名は育児休業を取得している保護者氏名を記入してください。

申請児童氏名は保育施設への入園を希望する児童氏名を記入してください。育児休業の対象児童ではありません。

本証明が必要となる場合

1．現在、保育施設を利用しており、
育児休業取得中も継続して保育施設の利用を申請する場合
⇒ ①③について、ご証明ください。

2．現在、育児休業を取得していないが、
今後育児休業を取得することを前提として、保育施設の利用を申請する場合
（この場合、育児休業取得前に保育施設へ入園することが要件となります）
⇒ ①②③について、ご証明ください。
①については、取得予定期間をご証明ください。

①育児休業取得期間	平成・令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
②雇用期間 ※育児休業取得中でない場合	平成・令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 ※雇用期限に定めがない場合は、終期は未記載としてください。
③育児休業取得対象児童氏名	※出生した子の氏名（出生予定の場合は未出生）を記載してください。
証明欄	（宛先）新潟市長 上記のとおり相違ないことを証明します。 令和　年　月　日 所在地 事業所名 事業主・代表者名 電話番号　（　　）
証明内容についての問い合わせ先	ご担当者様：　　ご連絡先：

※復帰後は、改めて就労証明書の発行をご依頼いたしますので、ご承知おきください。
※本証明書は事業主が作成する書類です。事業主に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

＜問い合わせ先＞ 北区・東区・中央区・江南区・西蒲区内の保育施設が第１希望の場合は下記まで
→　幼保運営課（事務センター）　025-223-7372（平日９：00～17：00）

秋葉区・南区・西区の保育施設が第１希望の場合は
施設が所在する区の健康福祉課まで（平日８：３０～１７：３０）
→　秋葉区役所 健康福祉課 児童福祉係　0250-25-5683
南区役所 健康福祉課 児童福祉係　025-372-6351
西区役所 健康福祉課 児童福祉担当　025-264-7340

R7.4月入園　2号・3号認定用